

公立大学法人名古屋市立大学病院
床頭台及びコインランドリー運営事業者募集要項

1. 募集の概要

公立大学法人名古屋市立大学病院で患者・来院者を対象とした床頭台及びコインランドリーの機器設置及び運営業務を行う方を募集します。応募者から提出された応募書類の内容を総合的に評価し、最も優れた方を選定します。

応募を希望される方は、この募集要項をよくお読みになり、次の各事項をご承知のうえで、ご応募ください。

(1) 貸付物件

貸付場所 所在地番	貸付面積	最低賃料（税抜き）
名古屋市立大学病院 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地	240,01 m ² ○床頭台 777 台分 235,04 m ² ○洗濯機 12 台分 5,06 m ²	固定額 658,500 円（月額）

(2) 指定用途

床頭台及びコインランドリーの機器設置及び維持・運営

※別記「公立大学法人名古屋市立大学病院床頭台及びコインランドリー設置運営に係る仕様書」を遵守し、仕様書に記載の業務を提供できなければなりません。

(3) 貸付期間

ア 当初貸付期間は令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

なお、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 9 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの間、1 年以内を単位として契約の更新を申請できるものとします。

※次のいずれかに該当する場合には公立大学法人名古屋市立大学は契約を解除できるものとし、このために設置運営者に損害が発生しても、公立大学法人名古屋市立大学はその責を負わないものとします。

（ア）設置運営者が仕様書の内容を遵守しないとき

（イ）公立大学法人名古屋市立大学が事業の継続ができなくなったとき

イ 貸付期間終了後は、再度公募等を行い、契約の相手方を決定する予定です。

(4) 貸付料

ア 次に掲げる金額を合計した金額を、公立大学法人名古屋市立大学が指定する方法により納付していただきます。

① 固定額 (1)の表中に記載する最低賃料（税抜き） 658,500 円（月額）以上で、応募者の提案により決定する金額

② 変動額 1 箇月の売上金額（消費税を含まない金額）に応募者の提案により決定する料率

を乗じて得た金額

- イ 契約期間中の貸付料の変更は行わないものとします。ただし、土地の価格の上昇若しくは下落その他経済事情の変動等により、貸付料が周辺の建物の貸付料等に比較して著しく乖離した場合には、公立大学法人名古屋市立大学と設置運営者の協議により将来に向かって見直しを行うことができるものとします。

(5) 光熱費

- ア コインランドリーについて、メーターにより算出した実費相当額を公立大学法人名古屋市立大学が指定する方法により納付していただきます。
- イ 床頭台に係る光熱費については、(4)定める貸付料に含むものとします。

(6) スケジュール



2. 応募資格

応募資格は次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 著しく経営不振に陥っていないもの。(直近の決算で①債務超過に陥っていないこと。かつ、②累積欠損金がないこと。)
- (2) 当該企画競争に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者(当該事実と同一の理由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱(平成 19 年 2 月 15 日付 18 経営第 44 号)に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱(平成 15 年 3 月 5 日付 15 財用第 5 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者
- (4) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者(当該事実と同一の理由により指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 中小企業等共同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)によって設立された事業共同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る企画競争に参加しようとする者でないこと。
- (8) 本公示の日から落札決定の日までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請のある者でないこと。
- (10) 本公示の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成 20 年 1 月 28 日締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19 財契第 103 号)に基づく排除措置の期間中の者でないこと。
- (11) 名古屋市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (12) 本公示の日現在、病床数 400 床以上の病院において、床頭台システム等設備を 3 年以上設置、運営している者であること。
- (13) 県税及び市町村税を滞納している者でないこと。

3. 応募手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒467-8602 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地

名古屋市立大学病院 病院管理部 管理課（施設管理グループ）（担当：森山、保田）

電話 052-851-7543 FAX 052-851-4801

電子メール jimuka_shisetu01@sec.nagoya-cu.ac.jp

(2) 参加資格確認申請書及び企画提案書等について

応募者は、以下の書類を提出してください。

(ア) 参加資格確認申請書（様式 1）

(a) 会社概要等（会社等の事業内容、経歴等がわかるパンフレットその他の資料）

(b) 履行実績調書（様式 2）

(c) 登記事項証明書

(d) 決算報告書（会計原則に従った公式のもので、直近のもの。）

(イ) 企画提案書（様式 3）

(ウ) 業務委託合意書（様式 4）

テレビ及び冷蔵庫の利用申込及び徴収等の業務は、名古屋市立大学病院の入院患者日用品の貸付業務運営者への委託について合意の上で、業務委託合意書（様式 3）に双方押印の上、ヒアリング・審査当日までに提出してください。なお、入院患者日用品の貸付業務運営者については個別に伝えます。

(3) 参加資格確認申請書及び企画提案書等の提出期間等

(ア) 提出期間 令和 7 年 11 月 21 日（金）から令和 7 年 12 月 3 日（水）における午前 9 時から午後 5 時の間（正午から午後 1 時までの間を除く。）とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除きます。

提出期間外に提出された企画提案書等は無効となります。

(イ) 提出場所 (1) に同じ

(ウ) 提出部数 11 部（正本 1 部、副本 10 部）

(エ) 提出方法 持参

(オ) 応募書類について不備がある場合には、失格となる場合があります。

(カ) 提出いただいた書類については返却しません。

(キ) 本募集に関して応募者が要した一切の費用は、応募者の負担とします。

(ク) 応募書類提出後、応募を辞退することが明白となった場合には、提出先の担当まで連絡のうえ、応募辞退届（様式は任意）を提出してください。

(4) 仕様書等の配布

(1) に示す場所で交付します。

交付期間は、令和 7 年 10 月 29 日（水）から令和 7 年 12 月 3 日（水）午前 9 時から午後 5 時の間（正午から午後 1 時までの間を除く。）とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝

日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除きます。

（5）募集要項、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者（以下「質問者」という。）は、質問票（様式 5）を提出してください。

（ア）質問の受付期間 令和 7 年 11 月 13 日（木）から令和 7 年 11 月 17 日（月）17 時まで

（イ）提出先 （1）に同じ

（ウ）提出方法 電子メールにて、件名は「名古屋市立大学病院床頭台及びコインランドリー運営事業者募集に係る質問」として送信し、送信後に必ず電話で担当者に受信確認を行ってください。

（エ）質問者には、令和 7 年 11 月 21 日（金）までに電子メールで回答します。

（6）参加資格の確認及び運営候補者の選定

（ア）参加資格の確認は、参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出期限の日を基準日として行い、その結果を「参加資格確認通知書」により電子メールで令和 7 年 12 月 5 日（金）に通知する。

（イ）「参加資格通知確認書」において、参加資格がないと認められた者が提出した企画提案書等は審査しない。

（ウ）運営候補者の選定は、名古屋市立大学病院床頭台及びコインランドリー運営事業者選考評価委員（以下「評価委員」）が行います。

（エ）ヒアリング審査の日程については、「参加資格確認通知書」に合わせてお知らせします。1 月上旬を予定しております。

（オ）応募者の提案する固定額の賃料が、「前記 1（4）貸付料」に示す最低賃料に満たない場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

（カ）ヒアリング審査では、床頭台のサンプル（実際納品するものと同等の物）を当院が指定する期日までにご用意いただきます。

（キ）審査の結果、ふさわしい提案の応募がないとされた場合には、運営候補者なしとする場合があります。

（7）選定基準

評価委員は、応募者の提案について、次に掲げる評価基準に従い審査し、運営候補者を選定します。

評価基準

評価項目	指標	配点
収益性	月額貸付料	30 点
利用者利便性	維持管理・故障時体制	70 点
	設置機器	
	利用料金	
	アピールポイント	
合計		100 点

(8) 審査結果の通知

審査結果は、1 月中旬に、応募者それぞれに電子メールで通知します。

(9) その他

(ア) 公平・厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられません。

(イ) 応募者は、運営候補者が決定するまでの間、提出した企画提案書を公表したり、他で使用したりすることはできません。

(ウ) 原則として一度提出された企画提案書の記載内容の変更はできません。

(エ) 企画提案書については、審査以外の目的で応募者に無断で使用しません。

(オ) 企画提案書の記載内容については、原則的に実際の事業に反映していただきますが、各種制約によりそのまま実施できない場合があります。